

# 宿泊約款

## 第1条（適用範囲）

- 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習に従うものとします。
- 当館が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じた場合は、前項の規定にかかわらず、当該特約が優先されます。

## 第2条（宿泊契約の申込み）

- 当館に宿泊契約の申込みをされる方は、以下の事項を当館にお申し出いただきます。
  - 宿泊者氏名
  - 宿泊日および到着予定時刻
  - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料によります）
  - その他、当館が必要と認める事項 2. 宿泊中に宿泊日を延長される場合は、当該時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして取り扱います。

## 第3条（宿泊契約の成立）

- 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾した時点で成立するものとします。ただし、当館が申込みを承諾しなかつたことを証明した場合は、この限りではありません。
- 契約成立時、宿泊期間（3日を超える場合は3日分）の基本宿泊料を限度として、当館が定める申込金を所定の期日までにお支払いいただきます。
- 申込金は宿泊料金に充当され、取消等があった場合には第6条および第17条の規定に基づき、違約金や賠償金に充当され、残額がある場合は精算時に返金いたします。
- 申込金を期日までにお支払いいただけない場合は、契約は効力を失うことがあります。ただし、当該期日を通知した場合に限ります。

## 第4条（申込金不要の特約）

- 前条第2項にかかわらず、当館は申込金の支払いを要しない特約に応じることがあります。
- 契約締結時に当館が申込金の支払いを求めなかった場合、または支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとみなします。

## 第4条の2（感染防止協力）

宿泊客は、旅館業法第4条の2の規定に基づき、当館から感染症の防止に必要な協力の要請があった場合には、これに応じていただくようお願ひいたします。協力の内容には、マスク着用、手指の消毒、検温、体調不良時の報告等が含まれます。

## 第5条（宿泊契約締結の拒否）

当館は、以下の場合に宿泊契約の締結をお断りすることがあります。

- 申込みが本約款によらない場合
- 満室のため客室の提供ができない場合
- 宿泊予定者が法令、公序良俗に反する行為を行うおそれがあると認められる場合
- 宿泊予定者が反社会的勢力等に該当する場合
- 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- 明らかに感染症を有していると認められる場合
- 暴力的要請、義務なき強要、業務妨害行為が行われた場合
- 災害や施設の故障等、やむを得ない理由により宿泊できない場合
- 静岡県旅館業法施行条例第5条に該当する場合
- 過去に第19条に該当する行為を行ったと当館が合理的に判断する場合

## 第5条の2（契約締結拒否の理由説明）

当館が第5条の規定に基づき宿泊契約の締結を拒否した場合、宿泊客がその理由の説明を求めたときは、当館は合理的な範囲でその理由を説明いたします。

## 第6条（宿泊客による契約解除）

1. 宿泊客は、当館に申し出ることにより宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客の責による解除や、不可抗力による解除であっても、別表第2に定める違約金を申し受けます（特約による場合を除きます）。
3. 当日午後11時までに連絡がなく、到着予定時刻を2時間以上経過した場合、当館は契約解除とみなすことがあります。

## 第7条（当館による契約解除）

1. 当館は、次に掲げる場合において宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が法令・公序良俗に反する行為を行うおそれがある場合
  - (2) 宿泊客が反社会的勢力に関与していると認められる場合
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑をかけた場合
  - (4) 明らかに感染症を有していると認められる場合
  - (5) 暴力的行為・強要・業務妨害があった場合
  - (6) 災害や施設故障等により宿泊不可能な場合
  - (7) 静岡県条例に該当する場合
  - (8) 寝煙草や設備へのいたずらなど、施設利用規則に違反した場合
  - (9) 第19条に定めるカスタマーハラスメントに該当する行為があった場合
2. 当館が契約を解除した場合、未提供のサービス料金はいただけません。ただし、提供済のサービスについては、通常の宿泊料金をご請求いたします

## 第7条の2（契約解除の理由説明）

当館が第7条の規定に基づき宿泊契約を解除した場合、宿泊客がその理由の説明を求めたときは、当館は合理的な範囲でその理由を説明いたします。

## 第8条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊当日に当館フロントにて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 氏名・年齢・性別・住所・職業
  - (2) 外国籍の方は、国籍・旅券番号・入国情地および入国情年月日
  - (3) 出発日および出発予定時刻
  - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊料金を旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等でお支払いになる場合は、事前にこれらを呈示していただきます。

## 第9条（客室の使用時間）

1. 客室の使用時間は午後4時から翌日午前10時までといたします。ただし、連泊の場合は到着日・出発日を除き終日ご利用いただけます。
2. 上記時間外の使用については、追加料金を申し受けます。超過1時間につき延長料金としてお一人様2,200円（税込）を頂戴いたします。また、延長可能な時間は、12時までとします。

## 第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当館内では当館が定めて当館内に掲示する『施設利用規則』またはフロントに備え付けた文書に従っていただきます。また、宿泊客は館内において全面禁煙に従うものとし、これに違反した場合は第17条の2に基づき清掃費用および営業補償をご負担いただくことがあります。

## 第11条（料金の支払い）

- 宿泊料金等の内訳は別表第1によります。
- お支払いは現金または当館が認める旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、ペイメントサービス等で、出発時または当館が請求した時にフロントにてお願いいたします。
- 客室の提供後、宿泊されなかった場合でも、宿泊料金をご請求いたします。

## 第12条（当館の責任）

- 当館は、宿泊契約の履行またはその不履行により宿泊客に損害を与えた場合には、当館に責任があるときに限り、その損害を賠償いたします。
- 万一の火災等に備え、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 第13条（契約客室の提供不能時の取扱い）

- 契約客室をご提供できない場合は、宿泊客の同意のもと、できる限り同一条件の他施設をご紹介いたします。
- 他施設の紹介ができない場合、違約金相当額の補償料をお支払いし、これを損害賠償に充当いたします。  
ただし、当館に責任がない場合は補償いたしかねます。

## 第14条（寄託物等の取扱い）

- フロントにお預けいただいた現金や貴重品等が滅失・毀損した場合は、不可抗力を除き賠償いたします。  
ただし、種類・価額を申告いただいている場合は、10万円を限度といたします。
- フロントに預けていない物品について当館の過失により損害が生じた場合も、同様の基準で賠償いたします。

## 第15条（手荷物・携帯品の保管）

- チェックイン前に到着した手荷物は、事前に了承いただいた場合に限り保管し、フロントにてお渡しします。
- チェックアウト後に遺失された手荷物は、所有者判明時は連絡し指示を仰ぎます。不明の場合は1週間保管後、貴重品は警察へ届け出、その他は1ヶ月経過後に処分いたします（飲食物・雑誌は即日処分）。
- 保管責任は第14条に準じます。

## 第16条（駐車の責任）

駐車場のご利用について、当館は場所を提供するものであり、車両の管理責任は負いません。ただし、当館の過失により損害が生じた場合は賠償いたします。

## 第17条（宿泊客の責任）

- 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被った場合は、当該宿泊客に賠償していただきます。
- 当館は、第10条の通り、館内を全面禁煙しております。宿泊客が客室内で喫煙した場合、または香水・芳香剤その他の強い臭気を残す行為を行った場合、当館の通常の清掃では除去できない臭気が残留することがあります。その場合は以下の通りのご請求をすることがあります。
  - 前項に該当する行為により、当該客室が一定期間使用不能となった場合、宿泊客は当館が実施する特別清掃費用（消臭・クリーニング費用等）を負担するものとします。
  - 当館は、当該客室が販売できなかった日数に応じて、宿泊料金相当額を営業補償として宿泊客に請求できるものとします。
- 前条第2項第(2)に基づく営業補償額は、当該客室が通常提供可能となるまでに要した日数に応じ、当館の基本宿泊料（1泊2食付きの大人1名料金を基準とする）を算定の基礎といたします。
  - 算定にあたっては、当該客室が清掃・換気・消臭等の原状回復作業を行ったにもかかわらず、販売に供することが困難であった日数をもって計算いたします。
  - 当館は、営業補償額の算定に際し、算定根拠を宿泊客に提示するものとします。

## 第18条（免責事項）

当館は、次の各号に該当する事由により宿泊客に損害が生じた場合には、当館に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

- (1) 自然災害（地震、台風、津波等）や火災、停電、感染症等の不可抗力によるもの
- (2) 館内設備（空調、給湯、インターネット、エレベーター等）の不具合または一時的な使用不能
- (3) 他の宿泊客の迷惑行為、マナー違反、騒音、匂い等による精神的・身体的被害
- (4) 宿泊客の不注意または管理不十分により生じた盗難・紛失・損害
- (5) インターネット利用によるトラブル（ウイルス感染、情報漏洩、通信障害等）
- (6) 駐車場利用中に発生した事故・盗難・損害（当館の重大な過失を除く）
- (7) その他、当館が通常講ずべき注意を尽くしても防ぎ得なかった損害

#### **第19条（カスタマーハラスメントの防止）**

当館は、宿泊客からのカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」といいます）に対し、従業員等の安全と尊厳を守るため、以下の行為を固くお断りいたします。また、以下の行為が認められた場合、当館は第7条の規定に基づき宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 暴力的・威圧的な言動（怒鳴る、机を叩く、睨みつける等）
- (2) 人格否定や侮辱的発言（例：「バカ」「辞めてしまえ」等）
- (3) 業務外の要求や長時間拘束（不当な土下座要求、謝罪の強要など）
- (4) 差別的言動（性別、年齢、国籍、障がい等に関する偏見的発言）
- (5) SNS等を利用した風評被害の拡散や威嚇行為

上記のいずれかに該当する行為があった場合、当館は直ちにサービスの提供を中止し、宿泊契約の解除、法的措置等を講じる場合があります。また、当館従業員への誹謗中傷や危害が認められた場合には、警察や弁護士など関係機関と連携して対応いたします。

#### **第20条（ペット同伴宿泊）**

1. 当館では、指定の客室に限りペット同伴での宿泊を認めます。宿泊客は、当館の定める「ペット同伴宿泊滞在同意書」に同意・署名のうえ、以下の条件を遵守するものとします。
2. 受け入れ可能なペットは、以下の条件を満たす犬に限ります。
  - (1) 狂犬病および混合ワクチンの予防接種を1年以内に受けていること
  - (2) 基本的なしつけ（無駄吠え・咬みつき防止・トイレのしつけ等）ができていること
  - (3) ノミ・ダニ等の予防処置を済ませていること
3. 館外・共用部を移動する際は、必ずリードを着用または抱きかかえて移動してください。
4. 食事や外出時にペットを客室に残す場合は、必ずケージまたはクレート内で待機させてください。
5. 寝具への乗車、浴場・レストラン・他の客室エリアへの立入はご遠慮ください。
6. ペットによる汚損・破損・臭気等が発生した場合、当館は実費相当の清掃費・修繕費・営業補償費を請求できるものとします。
7. 他の宿泊客への安全および衛生配慮のため、当館が必要と判断した場合には、宿泊の中止やペットの一時退室をお願いすることがあります。
8. ペットの咬傷・感染症・他の宿泊客またはペットとのトラブルについて、当館は故意または重大な過失がない限り一切の責任を負いません。ただし、宿泊客が第三者に損害を与えた場合は、宿泊客自身の責任と費用においてこれを解決するものとします。

**別表第1 (宿泊料金等の内訳)**

宿泊客が支払うべき 総額		内 訳
	宿泊料金	基本宿泊料 (室料+朝・夕食料)
	追加料金	追加飲食 (朝・夕食以外の飲食料) 及びその他の利用料金

  

税金	イ. 消費税	ロ. 入湯税

【備考】 1. 基本宿泊料はフロント掲示の料金表に準じます。 2. 子供料金は小学生以下に適用されます。  
3. 食事・寝具を伴わない幼児については1名あたり2,000円(税込)を申し受けます。

**別表第2 (違約金)****【宿泊&合宿の場合】**

単位=%

契約解除の通知 を受けた日	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8~14 日前	15~30 日前
12名まで	100	100	100	50	50	30	30	30	30	—	—
13~30名まで	100	100	100	100	100	100	100	100	100	50	50
31名以上	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	50

**【宴会の場合】**

単位=%

契約解除の通知 を受けた日	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前
人数問わず	100	100	100	100	100	50	50	50	50

【注記】 1. 違約金は基本宿泊料に対する割合です。 2. 宿泊日数短縮時は、初日1日分の違約金をお支払いいただきます。 3. 予約人数の一部取消時も、該当人数に応じて違約金をお支払いいただきます。

**別表第3 (ペット宿泊特則)**

区分	内容
受け入れ対象	小型犬・中型犬 (1室につき2頭まで)
条件	狂犬病・混合ワクチン1年以内/しつけ済/ノミ・ダニ予防済
客室内利用	ケージ・トイレシート持参必須/寝具・浴場立入不可
損害賠償	清掃費・修繕費・営業補償を実費請求可
その他	他の宿泊客に迷惑を及ぼす場合は宿泊中止可

以上